

## 株式会社プランB約款

### 第1条（約款の目的）

本約款は、株式会社プランB（以下「当社」といいます。）に対して留学手続代行契約（以下「本契約」といいます。）を申し込む方（以下「申込者」といいます。）と当社との間の契約条件の詳細を定めることを目的とします。

### 第2条（契約の成立時期）

- 1 申込者は、オンライン上で必要事項を記入する方法によって本契約の申込みを行います。
- 2 本契約は、申込者の申込みを当社が承諾し、かつ、当社が指定した期限までに当社取扱手数料を当社指定の預金口座に入金した時点で成立するものとします。

### 第3条（申込みを受け付けない場合）

申込者からの申込みがあった場合でも、以下の場合、当社は申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が未成年であり、本契約の成立について法定代理人の同意を得られない時
- (2) 申込者の要望を受け入れられないと当社が判断した時
- (3) 申込者が希望する留学先機関による受入れが困難であると当社が判断した時
- (4) 申込者の心身の状態に鑑みて留学が不適切であると当社が判断した時
- (5) その他当社において業務上申込者の受入れが困難であると判断した時

### 第4条（必要書類）

申込者は、留学手続に必要な各種書類について、当社の指示に従い提出するものとします。なお、一旦提出された書類は原則として返却されません。

### 第5条（業務内容）

当社は、本契約に基づき、以下の業務（以下「本件業務」といいます。）を行います。

- (1) 教育機関のリサーチ
- (2) 学校紹介
- (3) 出願手続の代行またはサポート
- (4) 外国送金の代行
- (5) ビザ取得のサポート
- (6) 渡航前・渡航後における申込者からの相談対応
- (7) 緊急時の相談その他の対応
- (8) その他前各号に付随する業務

## 第6条（当社取扱手数料）

- 1 申込者は、下記の当社取扱手数料（いずれも消費税込）を当社が指定する期限までに支払うものとし  
ます。

## 【当社取扱手数料】

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| ① 語学学校              | 33,000 円  |
| ② スポーツキャンプ、エクステンション | 55,000 円  |
| ③ 大学、大学院            | 99,000 円  |
| ④ 高校（10 年生以上）       | 319,000 円 |
| ⑤ 高校（7 年生から 9 年生）   | 429,000 円 |

- 2 前項の当社取扱手数料は、第5条の本件業務への対価であり、以下の諸費用は申込者が負担するもの  
とします。

- (1) 航空運賃その他交通費
- (2) 海外旅行保険料（海外留学生保険の保険料を含む。）
- (3) ビザ申請に必要な実費
- (4) 留学先機関の入学金及び学費その他の費用
- (5) 滞在費用（ホームステイ斡旋費用・寮手配費用等を含む。）
- (6) 教材代その他留学先が申込者に対して請求する費用
- (7) 海外送金手数料
- (8) 現地空港送迎費用
- (9) 翻訳費用
- (10) 第5条の業務に追加して当社が申込者から依頼された業務に関わる手数料及び実費

- 3 申込み後に申込者の都合により留学内容を変更する場合、申込者は、第1項の当社取扱手数料とは別に  
1項目につき 11,000 円（消費税込）の変更手数料を支払うものとし  
ます。

## 第7条（キャンセル）

- 1 申込者が、申込後に申込みを撤回（キャンセル）する場合、申込者は以下のキャンセル料を負担するもの  
とします。

## イ 申込日の翌日までのキャンセル

（ホの場合を除く） 取消料なし

## ロ 申込日の翌々日以降のキャンセル

（ハからホに掲げる場合を除く） 当社取扱手数料の 30%

## ハ 渡航予定日から起算し遡って 90 日目に当たる日以降のキャンセル

（ニからホに掲げる場合を除く） 当社取扱手数料の 50%

## ニ 渡航予定日から起算し遡って 60 日目に当たる日以降のキャンセル

|                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| (木に掲げる場合を除く)                     | 当社取扱手数料の70%  |
| ホ 渡航予定日から起算し遡って30日目に当たる日以降のキャンセル | 当社取扱手数料の100% |

- 2 申込者が前項のハからホまでに該当する期間中に渡航予定日を変更した場合において、申込者がその後本契約をキャンセルした場合は、渡航予定日を基準として変更前または変更後のうち渡航予定日に近い日付が適用されるものとします。
- 3 当社は、申込者から既に受領している当社取扱手数料から第1項のキャンセル料を控除した金額を申込者が指定する預金口座に振り込む方法により返還します。但し、振込手数料は申込者の負担とします。
- 4 申込者がキャンセルした場合、当社が預かり保管している当社取扱手数料を除く費用については、既に第三者に対して支払済みのもので及び当社が第三者に対して支払義務を負担しているものを除き前項に準じて返還するものとします。第三者から当社が請求を受けた費用が当社の預かり保管している金額を超える場合、申込者は遅滞なく当社に対して当該実費を追加して支払うものとします。
- 5 申込者が留学先その他の各機関に支払った各費用の返還の有無については、各機関における規定によるものとします。各機関の規定については申込者の責任において確認するものとします。

#### 第8条 (解除)

申込者が以下の各事由の一に該当した場合、当社は申込者の渡航の前後を問わず本契約の全部または一部を解除することができます。この場合(4)を除き当社取扱手数料の返金はありません。

- (1) 当社が指定した期限までに申込者が第4条の書類を提出しない時
- (2) 申込者が所在不明または1か月以上にわたり当社と連絡不能になった時
- (3) 申込者が当社に届け出た情報に虚偽または重大な遺漏があることが判明した時
- (4) 申込者がパスポートもしくは査証(ビザ)を取得できず、または留学先の国への入国を拒否され、本契約の継続が困難になった時
- (5) 申込者が当社の指導または助言に従わない等、当社が本件業務を遂行することが困難になった時
- (6) 申込者が、当社に対し、正当な理由を欠く要求を行い、または要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当であると認められる言動を用いるなど、当社関係者の就業環境が害されると認められた時
- (7) 申込者が留学先において暴力行為、違法行為、いじめその他の不適切な行為を行った時
- (8) 本契約の成立後に第3条に列举する事由があることが判明した時
- (9) 申込者が本契約に違反した時
- (10) 申込者が当社への事前の通知なく留学先と直接連絡をとるなど、当社と留学先または当社と申込者との間における信頼関係を毀損する行為を行った時
- (11) その他当社において本契約を継続することが困難な事情が生じた時

#### 第9条 (免責事項)

当社は、以下に例示する事由により申込者に損害が発生した場合、申込者に対し損害賠償その他の責任を負わないものとします。

- (1) パスポートまたは査証（ビザ）の不発行もしくは発行の遅延
- (2) 留学先の学校による入学の拒否（定員オーバーその他理由を問いません。）またはプログラム等の変更
- (3) 地震、戦争、政変、テロ、ストライキその他の天災地変
- (4) 運輸機関の遅延もしくはキャンセル、ハイジャック、ストライキまたは陸海空における不慮の災難等の発生
- (5) 学校、ホームステイ先、寮その他留学先における盗難、事故、紛争、病気、怪我等
- (6) 申込者が日本国もしくは留学先の国の法律、規則その他の法令等または留学先の校則その他の規則を遵守しなかった場合
- (7) 為替もしくは物価の変動または学費もしくは滞在費の改定
- (8) 留学先の学校による停学、退学その他の処分
- (9) 当社が事前に申込者に対して提供した留学先の学校、留学先の国もしくは地域その他の状況に関する情報について、当社の故意または過失によらずに事前の情報と実際の状況に齟齬があった場合
- (10) その他当社の故意または過失によらずに発生した事由

#### 第10条（申込者の責任）

申込者は、自らの責任において留学先の学校等に出席し、単位を取得するものとします。また遅刻、欠席、単位の不取得等に関する当社の指導または助言によっても申込者に改善が認められない場合は、当社は直ちに本契約を解除し、本件業務を中止します。この場合、当社取扱手数料は一切返金しません。

#### 第11条（損害賠償責任）

当社及び申込者は、自らの故意または過失に基づき相手方に与えた損害を賠償する責任を負います。

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

申込者は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。）に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明するものとします。当社は、申込者が当該表明に違反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができ、申込者は、当社が被った損害をすべて賠償しなければなりません。

#### 第13条（準拠法令）

本契約の解釈及び本契約に定めのない事項については、日本国の法令及び慣習によるものとします。

第14条（裁判管轄）

本契約に関する訴訟については、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（附則）

海外留学保険の申込書類等一部のものを除き、当社では基本的に書類の郵送は行っておりませんので、申込者は、添付資料を受け取ることができる電子メールアドレス（Gmail等）をご用意ください。携帯電話等の電子メールアドレスの場合は、パソコンからの電子メールを受信できるように設定してください。